

和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第15号 平成16年9月



古座街道（日置川町城地区）

# 古座街道

風景の歴史

現在は海岸線を回る国道42号線ですが、かつての熊野古道・熊野街道の時代は田辺から内陸に入る中辺路がメインルートでした。いつごろ、どのような経緯で本線が大辺路側に移行していったのでしょうか。今回は古座街道、熊野街道を中心に、明治期の街道の変遷をたどります。

## 明治期の和歌山県道

明治9年太政官達第60号で、国道・県道・里道が区分され、和歌山県では、京橋里程元標から雄ノ山峠を越える大阪街道が唯一の国道となり、大和街道・熊野街道・淡路街道・高野街道・龍神街道などが最初の県道となりました。

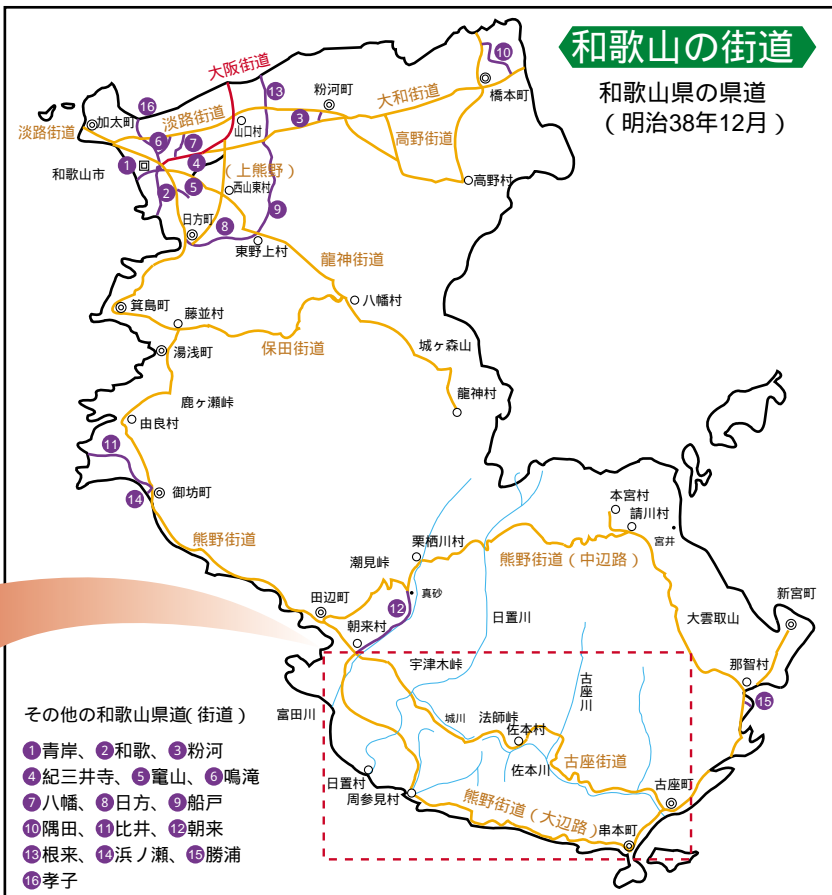
その後も和歌山県は重要路線を順次県道に組み入れていきます。とくに明治33年11月県令第83号では最多となる9路線を編入しました。明治期の県道はほぼこの段階でかたまり、以後明治35年2月の古座街道の編入だけです。名称だけの県道

和歌山県では県道の新規編入だけではありませんが、一度県道にしたら最後、道路状態にかかわらずいつまで経っても県道のままでした。その結果、高野街道麻生津峠越、龍神街道城ヶ森越、熊野街道(中辺路)の大雲取越・小雲取越などほとんど人が通らない道や、廃道状態の道でも県道として存続しました。

もともと県道は県庁一郡役所など主要地域を結ぶ幹線道路、由緒ある神社・仏閣に通じる道路、四通八達の要路が指定されており、全体としては近世からの歴史的な街道が多く、必ずしも道路状態を反映しているわけではありませんでした。県当局からすれば「道路政策上重要な道に変わりがない。財源に余裕ができたら改修できるので、県道のままでも、別に不都合はないではないか」ということでしょうが、明治42年12月6日の県会でこれ以上放置できないとの「道路河川港湾に関する建議」が可決されました。重みのある議長提案建議

県会議長垣内太郎本人が提案者となった異例の建議で、垣内の提案理由説明は当時の道路事情をよく物語っています。「凡そ県の福利を増進するには、殖産興業の発展を図らざるを得ず。その発展には、道路河川港湾の改築修築に力を尽くさざるを得ない。明治28年土木規則により、県費支弁、県費補助、町村費支弁の3者に分けたが、規則制定以来10数年経過し、今や有名無実の箇所が多い。このままいつまでも放置すると、県下町村の迷惑するところ実は大である。たとえ道が荒廃していようと、規則上県道であれば町村ではいかんともしがたい。川上知事の英断により、速やかに改正することを期待し、建議を提出した」

理にかなった建議であり、道路規則改正の機も熟していたため、これをきっかけに改正作業が動き出し、前号「大正時代の高野街道」のとおり明治45年6月「道路に関する経費支弁並びに補助規則」(大



明治28年10月「和歌山県土木規則」、『和歌山県統計書』明治38年版・大正2年版をもとに作成

正2年4月1日施行)で、道路実態を踏まえた内容に全面改正されます。『和歌山県統計書』大正元年版によれば、明治末、改正前の国道(大阪街道)は3里25町(1里=36町=3927m)、県道は28路線(熊野街道3、高野街道3、淡路街道2路線)190里となっていました。

古座街道です。明治38年11月28日県会で、当局より古座街道(朝来→佐本→古座)のうち朝来→佐本(8里6町)を廃止し、周参見→佐本(3里12町)に変更する諮問がありました。県会で可決され、翌39年5月24日和歌山県告示第104号で正式に路線変更されました。しかし、中谷俊平議員が「峻険な地形で道路改修できないのは古座街道だけではない。龍神街道の城ヶ森越えの峻険さは古座街道の比ではない」というように、なぜ、古座街道だけが短縮されたのでしょうか。

決して新区間（周参見・佐本）の改修を急いだではありません。



上富田町鳥淵地区（旧生馬村）

古座街道はわずか4年前の明治35年2月10日県告示第37号により県道になったばかりの明治期最後の県道です。極めて不可解な古座街道の路線変更ですが、これには和歌山県道路政策の根幹に関わる大きな問題、すなわち田辺―新宮間の熊野街道本線のルート選定と密接に絡み合っていました。

話は明治19年までさかのぼります。

**脚光をあびる熊野中道（古座街道）**

最初の熊野街道大改修

県は幹線道路については、生活道路としての人々の往来だけでなく、産業道路としても通用するように荷車や人力車の

通れる車道への改修を目指しました。和歌山県で初めての大規模な道路改修はようやく明治20年度のことでした。明治10年代、1万5千円〜2万円で推移していた和歌山県の道路橋梁費決算額は、明治20年度には一挙に5万3千円に跳ね上がり、熊野街道鹿ヶ瀬峠（有田・日高郡界）と潮見峠（西牟婁郡上三栖・栗栖川間）を迂回する車道を開設しました。改修費はそれぞれ1万6631円、1万4849円となり、それまでの1年分の道路橋梁費に匹敵する大事業でした。人道と車道（1間半≒2.7m以上）のちがいは、幅員だけではありません。人が歩く道は少々勾配があっても最短コースを通りますが、重い荷物を積んだ荷車は急勾配では無理です。そのため、人



宇津木峠への登り口

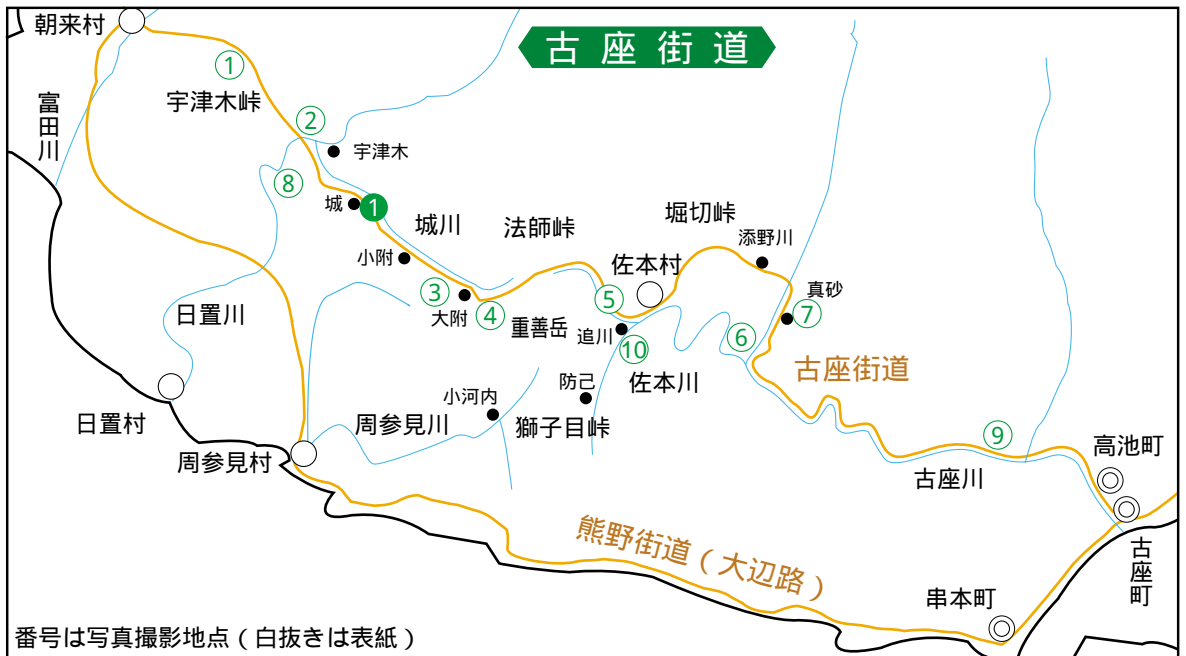
道から車道への改修はある程度の遠回りは避けられません。

それにしても、鹿ヶ瀬峠と潮見峠の迂回路である水越峠―由良ルートと西谷―真砂ルートは、ルート選定の問題もあり、大幅な距離延長でした。

水越峠越えは明治39年度から42年度にかけて、総額4万2560円で開設された津木回りに変更され、国道42号線として復活するのは、半世紀以上経過した昭和40年のことでした。

また、西谷ルートも、朝来から富田川沿いにさかのぼる「朝来街道」（明治33年県道に昇格）に、事実上熊野街道としての役割を奪われました。「朝来街道」は、大正2年4月より正式に県道「中辺路筋熊野街道」に組み込まれました。道路県会

明治20年度予算を審議した明治19年11月の県会では、由良や真砂の迂回路だけでなく、街道整備に関するいくつかの建議が可決され、まさに道路県会の様相を呈しました。この時の建議で特に重要なのは、西牟婁郡（田辺町）選出の小幡儼太郎議員提



番号は写真撮影地点（白抜きは表紙）

案による「熊野中道」に関するものです。「従来東西牟婁両郡は熊野中辺路大辺路街道の2公道であるが、県道とは名ばかりで他郡の里道並である。現在補助里道である朝来村、生馬村から古座に通じる里

程16里の古座往來は東西牟婁物産の巢窟にして大辺路より里数凡そ4里短い。田辺より新宮へ達する車道開設はこの路線を以て他にない。この路線を地方税支



すさみ町大附地区（旧大都河村）

弁道路に編入し、今後、熊野街道のうち中辺路を熊野上道、本建議路線を熊野中道、大辺路を熊野下道と改称されたい」  
現に国道42号線が海岸沿いに走っている今の感覚では、想像も出来ないことですが、朝来―生馬―宇津木峠―宇津木―城―大附―法師峠―佐本―古座の山間を通る道を牟婁郡の3本目の県道に編入し、中辺路、大辺路にかわって、熊野街道の本線にすべきという建議です。  
熊野街道本線は熊野中道に決定  
当時、県会の建議は県当局から、無視されることも少なくありませんが、この

建議には県側も同意し、翌明治20年12月県会で、熊野中道を熊野街道本線として改修する旨の諮問を行いました。前年の建議が容れられた県会はもちろん可決しますが、同じ県会でこれに水を差す「県下熊野街道工事は御諮問の通り熊野中道を以て改修の路線とすることが可決されたところだが、今一度専門技術士をして実地の精査を遂げられたい」という「熊野街道実地精査ノ義建議」（提案者不明）も可決されました。



大附から法師峠に延びる古座街道

明治22年大水害  
明治19年から20年にかけて、和歌山県では道路改修機運が一気に盛り上がりましたが、その後本県を相次いで襲った水害への対応に追われて、道路改修どころではなくなりました。とくに明治22年8

月水害では、西牟婁郡を中心に被害は県下全域におよび、1,247人が死亡し、家屋の流失・全壊は5,199戸を数えました。明治以降、本県を襲った自然災害としては、昭和28年の7・18水害に匹敵します。

明治22年水害の災害復旧費は市町村土木補助費の災害復旧分15万円を合わせて65万円となり、それだけで当時の県財政2年分に相当しました。

明治22年水害で大きな打撃を受けた和歌山県では、生活・産業基盤としての道路整備より、生命・財産を守る河川改修を優先することになります。20年代は26年8月、29年9月にも大規模な水害が発生し、災害復旧に忙殺されることになりました。

### 大辺路VS古座街道

大辺路に傾く県当局

和歌山県に道路改修の余裕がでてきたのは、ようやく明治30年代に入ってからです。明治19年当時は小幡議員の斬新な提案に飛びついた県当局ですが、10年経過するなかで、熊野街道本線として選択したのは、熊野中道ではなく大辺路でした。明治33年11月の臨時県会で、国費に移管された監獄費の不用額を財源とした33年度追加予算案に大辺路改修が盛り込まれました。



栗垣内川（佐本川支流）から重善岳  
古座街道は重善岳をまわりこんで法師峠に至る

県会は、大辺路改修案を否決し（発議者 久下豊忠）、直後の通常会で熊野中道改修を再確認する建議を可決しました（提案者 垣内太郎・国中太郎・山本弥太郎）。

「本県会及び当局は時期が到来すれば、熊野中道を改修することは明治19年から経緯で決まっている。将来民力に余裕が出来、熊野街道を改修する際には中道を改修されたい」

県会が熊野街道本線として、熊野中道を押す限り、大辺路改修は容易ではありません。そのため県当局も自重して、翌明治34年と35年度の予算案で大辺路は修繕にとどまります。35年度ではその修繕費ですら、1千3百円減額（発議者 島元豊太郎）され、明治35年2月には熊野中道が正式に県道、古座街道となりました。大辺路改修の難航

田辺から新宮までの熊野街道本線として、大辺路派の県当局と古座街道派の県会が真っ向から対立したのは、明治35年11月通常会でした。

明治36年度予算案に大辺路改修を盛り込んだ県当局に対し、まず小壺長の助議員は「昨年、参与員（前内務部長 榊原以徳のことか）は大辺路は通常修繕と公言したばかりではないか」と反対します。

榊山喜平次内務部長は「大辺路は軽易な修繕では、かえって費用がかさむ。中道は県道に組み込んだものの、改修には膨大な費用がかかり、調査も未済」と突っぱねたため、国中太郎議員から「榊山参与員の答弁は不審なり」と猛反発を受けます。

県参事会を代表して東牟婁郡選出の田原齋二議員が「県道とは名ばかりの串本一袋間の海岸波打際の道と有田（現串本町）の逢坂峠切下工事の2箇所、改修といっても幅員わずか1間である。同じ改修という言葉でも中道という車道への改修とは意味が違う」と苦しい表現ながら原案を支持したこともあり、ようやく大辺路改修が可決されました。

とはいえ、この段階では熊野街道本線が大辺路に確定したわけではありません。審議内容からしても、ごく短い区間の小規模な改修が認められただけで、県会は依然古座街道です。

その上、田原議員の説明にもあるように、県会に遠慮して十分な改修費を予算化できなかったため、設計段階から難航し、工事着手が遅れ、日露戦争勃発とも



急峻な渓谷を刻む佐本川（古座川支流）

重なり、明治37年2月19日内務省から、事業延期を命じられました。

### 幹線陸路の整備

長距離路線は県主導

当時の県道整備は、ふつう寄付金や用地の無償提供を伴った地元の高い要望があつて初めて実現しました。ところが、古座街道と大辺路については『和歌山県議会史』を見る限り、地元の誘致合戦の形跡は全くありません。ふたつの長距離路線は幹線道路とはいえ人家の途絶えた区間が長く、全体としては決して身近な生活道ではなかったためと思われる。

明治33年以降、和歌山―田辺―新宮間の人や物資の移動はもっぱら大阪商船（株）の貨客船が担っていました。県にとつては、いかに海運が発達しようと、天候に左右されない田辺―新宮間の幹線陸路の整備が悲願でしたが、一般にはいつ完成するか分からない大辺路や古座街道の改修には、あまり関心が払われていませんでした。大辺路や古座街道の改修は県民

からの要望というより、県の道路政策そのものでした。

活発な紀北選出議員

また、県会議員でも地元議員は表には出てきていません。明治19年「熊野中道」建議の提案者こそ田辺町の小幡儼太郎議員でしたが、明治33年以降古座街道推進派は、海草郡の垣内太郎、国中太郎、有田郡の山本弥太郎、和歌山市の久下豊忠、那賀郡の小壺長之助といずれも地元との利害関係のない紀北の議員でした。

紀北の議員にも人馬の通行すら困難な大辺路の難路ぶりは浸透していません。とくに、土木委員として明治35年4月より、道路調査を進めていた国中太郎議員は、大辺路の現状を熟知していました。

これに対して、明治20年度の2大道路改修事業で、ほとんど人の通らない道を作ってしまった県当局には大辺路の優位性を説得する力がありませんでした。前号の高野車道計画のように、県会が大規模道路改修に反対する時は、つねに鹿ヶ瀬峠と潮見峠の迂回路が引き合いに出されたほどです。

### 3つの峠越え

当時、大辺路が難路だったにしても、なぜ県会はこのままで強硬に古座街道にこだわったのでしょうか。

県会議員は、決して明治19年建議、20年諮問というこれまでのいきさつだけにとらわれたのではなく、ましてや単に紀南の道路改修の足を引っ張りたかったのではありません。古座街道には大辺路をしのごく材料もあつたからこそ、20年近く

熊野街道本線の決着がつかなかったわけ

です。

理想的な法師峠

古座街道の長所は、宇津木から佐本までの中間部です。城川沿いに除々に高度を上げ、法師峠西麓の大附側のとりつきではすでに標高は300mになっていきます。法師峠は標高400mにすぎない峠ですが、紀南を代表する大河日置川と古座川の最も南に位置する分水嶺です。東麓の栗垣内側も標高300mあり、高度差わずか100mの峠越えで、日置川水系から古座川水系に最短コースで入れる理想的な経路です。また、古座川本流沿いの区間も、街道自体の整備状況はともかく、河口から真砂までの水運を併用できる利点がありました。



古座川水運「真砂舟」の終点

峻険な宇津木峠

古座街道の難点のひとつは、佐本から古座川本流域に下るルートです。この区間の佐本川はあまりにも峻険な渓谷を刻んでいるため、川沿いに道を通せず、大きく北に迂回した堀切峠越えとなり、添野川・佐田を経由します。この遠回りがあるため、小幡議員がいうほど大辺路にすらべても近道になりません。

しかし、最終的に古座街道が大辺路に取れた路線面での致命的欠陥は富田川水系から日置川水系に入る峻険な宇津木峠（標高500m）です。生馬（鳥淵）側



日置川から宇津木峠（写真中央の山頂付近）

ふもとの標高は1000m、宇津木側は50mなので、高度差400〜450mの峠越えは完全な登山です。車道はもちろん不可能ですが、人道としても近代の道路

向きではありません。

### 熊野中道の消滅

柔軟な大辺路

大辺路にしても、古座街道にしても、熊野街道本線として改修するには、何ヶ所かの路線変更は避けられません。地形的に路線変更の余地が少ない古座街道と比較して、海岸近くを通る大辺路は多様なルート選定が可能でした。

ところで、熊野街道本線が大辺路と古座街道で揺れている間、かつてのメインルート中辺路は何をしていたのでしょうか。

田辺―新宮間の幹線道路としては、大雲取越（最高地点標高870m）・小雲取越（500m）をかかえる中辺路が真っ先に脱落していました。

なお、当時新宮―本宮間はほとんど熊野川の水運だけにたよっており、県費支弁里道「十津川街道」として陸路の整備が始まるのは大正2年度以降のことです。大辺路大改修

日露戦争終了後の明治38年11月県会で3年ぶりに大辺路改修が予算計上され、冒頭で記した古座街道の路線変更が諮問されました。県会は大辺路改修を通過させるとともに、路線変更についても、廃止区間も補助里道の資格だけは残すという軽易な条件を付してあっさり認めました。

大辺路改修に反対し、古座街道の改修を強硬に主張していたつい3年前までの県会からは、考えられないほどの豹変ぶりです。



古座川（古座川町明神地区）

この3年間で県当局は路線面での大辺路の優位性を水面下で県会を説得できたのか、あるいは実現間近に見えた道路法制定に向けて、国道昇格をにらんで何か策があったのか不明です。

いずれにしても、明治19年以来、実に20年近くにおよんだ熊野街道本線を巡る大辺路と古座街道の争いによつやく終止符が打たれたことになりました。

一見不可解に見える古座街道の路線変更は熊野街道本線が大辺路に確定したことに伴つ必然的帰結でした。

明治39年度から始まる大辺路大改修は、明治期を通じて県内最大の道路工事となりました。『和歌山県誌』によれば、大正2年度までの8年間で10万2千円を投じて、串本から周参見まで幅1間の人道が開通しました。

新古座街道

明治39年5月、古座街道のうち佐本―朝来間が廃止され、新しく佐本から大谷・防己を通り獅子目峠を越え周参見川に沿つて下り、周参見で大辺路に合流するようになりまし。このうち防己―周参見は、もとの県費補助里道「小河内越佐本往来」です。

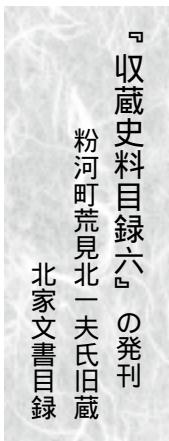
この路線変更によつて、古座街道は熊野中道としての熊野街道の役割を喪失します。古座街道は古座から古座川と周参見川の上流部を経由して周参見に通じる地方路線となりました。



新旧古座街道が分岐するすさみ町佐本追川地区(旧佐本村)

本記事は『和歌山県議会史』、『和歌山県統計書』、『和歌山県誌』、『谷口秀峰編』、『和歌山県現行法規坤巻』、『和歌山県史』、『近現代史料3』などを参考にしました。

（森脇 義夫）



『収蔵史料目録六』の発行  
粉河町荒見北一夫氏旧蔵  
北家文書目録

この目録には、中世から近代（昭和一五年）までの文書資料約四七五〇点を収録しています。

現那賀郡粉河町荒見（近代以前は荒見村又は安良見村）に所在する北家（又は喜多家）は、中世以来当地の土豪であり、近世初期には紀州藩より六十人者地士に任じられました。しかし荒見村は近世を通じて高野山寺領であったため、主に「高野山土地」として、領主である高野山の寺院に仕えていました。以上のことから北家文書には「家文書」以外にも中世の土地に関する資料をはじめ、その詳細がまだわかっていない「高野山土地」に関する資料、村政に関する資料、そして地域の産土である九頭大明神とその宮座に関する資料が多く含まれています。



す。これらの資料は、紀州藩領と比べてまだあまり知られていない高野山寺領の村々とその支配についても、新たな歴史的事実を私達に教えてくれることでしよう。

また、明治前期には当主北長左衛門が戸長等公の職務を歴任し、明治一三年から一五年には那賀郡長を勤めていたため、近代の役場業務に関する資料も多く残っています。そして近代資料中には、当家が医師でもあったことから、その関係のものも含まれています。

この他、近世末期に当家に一時身を寄せていた幕末の儒学者森田節齋に関する資料や書なども含まれています。

なおこの目録は、当館閲覧室をはじめ県の関連施設と県内各市町村立図書館・教育委員会や博物館資料館等にも配布していますので、ご利用ください。

**展示物の紹介**  
**安永の高野山寺領大一揆の記録**  
**北一夫氏旧蔵北家文書より**

江戸時代の紀州には、紀州藩領の他に高野山寺領二万一三〇〇石（学侶領・行人領・修理領等）が、紀ノ川南側の伊都・那賀郡域の中にありました。

安永五（一七七六）年、この高野山寺領で大規模な一揆が起りました。高野山が領地の再検地をおこない、年貢を増やそうとしたのですが、この年は作況が悪く、年貢を増やされては大変です。騒動は寺領全体に広がり、各地で集会が開

かれ、頭取（代表）達は要求をまとめ高野山と交渉を続けましたが、一月一日には学侶領村人数千人が高野山へ登り（惣登り）、村支配の責任者である年預坊へ押し寄せ、寺側が夫料減免等の要求を認めて騒動はおさまりました。

しかしその後高野山は幕府寺社奉行へ訴え出、取り調べの結果、安永七年閏七月には騒動に荷担した人々を処罰する判決がありました。

首謀者六人は獄門（処刑の上さらし首）、地士一五人は苗字帯刀取り上げ、庄屋二一人は過料（罰金）銭一〇貫文ずつ、年寄八四人は同じく銭三貫文ずつ、一般民衆二二九八人には村過料一七七貫文を課す（資料1より）

判決はこのように厳しいものでしたが、人々の要求は認められたままでした。江戸時代は支配者の力が強く一般の人々は苦しい生活をしながらも従順であったように思われがちですが、数千の人々が大一揆を起し、処罰と引き替えに自分達の要求を認めさせるというような、大きな動きもあつたのです。（この資料は現在閲覧室で展示中です）

資料1「御戴許証文之写」。この判決を写した帳面で、前半に処罰、後半には一揆に加わらなかつた人々への褒美等も記されています。（ア二二六番）

資料2、この一揆に荷担せず忠勤に励んだ湯浅清左衛門に、褒美として永代帯刀・苗字を許し、地士とする事を仰せ付た免許状です。（カ九一・一二番）

（鎌田 和栄）



資料2



資料1

橋本市・伊都郡 有田市・有田郡  
民間所在資料保存状況調査始まる

文書館では、県内の個人のお宅や蔵、寺社等で保存されている記録類（古文書等）がどこに、どんな状態であるか（所蔵者と保存環境）を確認する「民間所在資料保存状況調査」を行っています。平成十六・十七年度は橋本市・伊都郡、有田市・有田郡を調査地域として、七月から始まりました。本調査は平成九年度から県内各地域を順番に行っているもので、他地域では七五〇件の調査を行って既に終了しています。今回で全県下を一巡することになります。

この調査では、県内の民間にあつて、地域のあゆみが記されている文書等の所在の確認とともに、保存状況（環境）も調査して、所蔵者の方々に保存上のアドバイスを行います。調査結果は、これら記録類の今後の散逸や破損を防止し、さらなる未来へ伝えるための基礎資料とします。調査対象は江戸時代以前の古文書に限定したのではなく、明治から平成に至る近現代の文書・記録等も対象にしています。それらも古文書と同様、地域のあゆみを遺す貴重な資料だからです。平成七年の阪神淡路大震災の際、地域の文書等の所在情報を把握できていなかった被災地では、長年伝えられていた文書等の多くが散逸してしまつたそうです。その様な万一の災害が起きた場合等にすばやく対応できるように所在情報を収集します。また、保存状況も調査することによって日頃の保存対策にも役立てます。

調査は、各市町村担当の民間所在資料調査員（各市町村の歴史に詳しい方です。）が訪問・電話等によって行います。所蔵者からの聞き取りが中心で、資料の解読や整理、お預かり（持ち出し）は行いません。資料の保管場所や入れ物等、ごく基本的なことをお尋ねする調査です。文書館は、調査結果を基に、虫やカビの害を防止して資料を良好な状態で保存し、貴重な記録がこれからも残り続けるようにするために、必要に応じてご協力をさせていただきます。

民間所在資料調査員が調査にうかがつた際には是非ご協力をお願いします。なお、調査員は、身分を証明する「民間所在資料調査員証」を持っていますのでご確認ください。

各市町村民間所在資料調査員

- 橋本市 伊都郡
  - 橋本市 吉田 亘
  - かつらぎ町 谷澤和好
  - 高野口町 北川秀臣
  - 九度山町 藤田富和
  - 高野町 藤岡尚子
  - 花園村 尾上角兵衛
- 有田市・有田郡
  - 有田市 崎山義弘
  - 湯浅町 垣内 貞
  - 広川町 辻岡五郎
  - 吉備町 木根道好
  - 金屋町 吉松良治
  - 清水町 林口泰治

文書館の利用案内

利用方法

閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

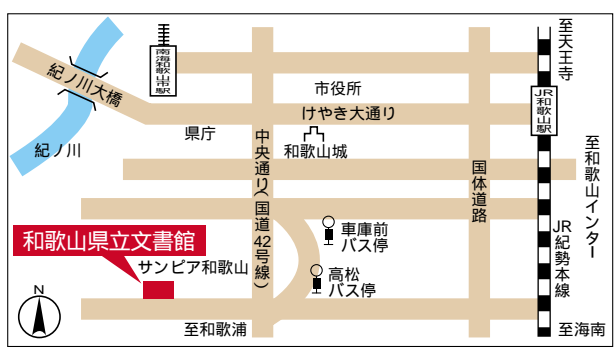
火曜日・金曜日 午前10時～午後6時  
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時  
5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日・国民の休日（5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜日にあたるときはその翌日）  
年末年始（12月28日～1月4日）  
館内整理日（毎月初日・1月5日・月の初日が月曜日の場合は翌日も休館）  
特別整理期間（毎年6月中に10日間）

交通のご案内

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分  
JR和歌山駅からバスで20分  
南海電鉄和歌山市駅からバスで20分



ホームページアドレス

<http://www.wakayama-lib.go.jp/monjyo/montop.htm>

和歌山県立文書館だより 第15号  
平成16年9月30日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒641-0051  
和歌山市西高松一丁目七 三三八  
きのくに志学館内  
電話 〇七三 四三六 九五四〇  
FAX 〇七三 四三六 九五四一  
印刷 有限会社隆文社印刷所